

家庭における端末利用の手引き（保護者用）ダイジェスト版

- 端末は学習のツール（道具）です。学習目的以外での利用は禁止です。
- 端末は志木市教育委員会の所有物です。本人以外での利用は禁止としています。
- 端末の故障を防ぐために、家庭で決めた場所で使いましょう。
- 目の健康のために、使用中もストレッチをしたり、遠くを眺めたりしましょう。
- 必要に応じて家庭でも端末の充電に御協力願います。ケーブルの貸出はありません。
- 端末を紛失したときは、①電話等で学校へ連絡 ②「紛失届」または「破損届・修理願い」を学校に提出してください。
- 端末の利用手引き内にある注意事項等から逸脱した使用が認められる場合は、該当保護者に対して、修理に要する費用を請求することがあります。

★ FAQ よく質問される内容

学習用のインターネットサイトがフィルタリングの設定で見られないのですがどうしたらよいですか。

担任の先生に報告してください。学校が教育委員会に対して、閲覧したいサイトのURLを申請し、内容を精査し、閲覧できるように設定をします。また、その反対にアクセスしてほしいサイトもありましたら同様の報告や申請を行ってください。

家庭で使用しているネットワークに iPad を接続できますか？

端末は校内にいる間は自動で校内ネットワークに接続します。また、家庭においては、無線ネットワーク環境の設定（ID、パスワード等の入力）を行えば、接続可能です。端末内のアプリケーションは全て学校と教育委員会が協議したものを入れており、委託業者にて動作確認等の安全性を確認しております。

自宅にインターネット環境がないのですが、どのように対応したらいいですか。

基本的にオンラインを活用した家庭学習はできません。事前に、担任と相談をして、オフラインでも端末を利用してできる代替の課題を確認してください。

なお、令和3年8月末より、志木市では家庭にインターネット環境のない児童生徒の家庭に対して、モバイルルーター本体の無償貸与を行っております。

※令和3年8月20日 現在